日本で くらすための 銀行口座や送金の つかい方

金融庁

日本語

口座を作ります

口座は銀行など以下の金融機関でつくることができます。

銀　　行	信用金庫	信用組合
JAバンク	JFマリンバンク	労働金庫

口座をつくるとき、例えば以下のものが必要です。

（必要なものは、金融機関によって違う場合があります）

在留カード
パスポート

はんこ
（サインでOKのときもあります）

社員証 や 学生証
（ないときは会社や学校の人と一緒に銀行に行きましょう）

金融機関は、自らが取り扱う商品・サービスが、マネー・ローンダリングやテロ資金供与に利用されないよう、国際社会の呼びかけや法律の趣旨に従う必要があります。その対応として、口座をつくるとき、また口座をつくった後も必要に応じて、顧客の情報（住所や氏名、在留期間/資格、勤務実態等）を確認しています。確認がとれないと、口座をつくれなかったり、使えなくなることがあります。

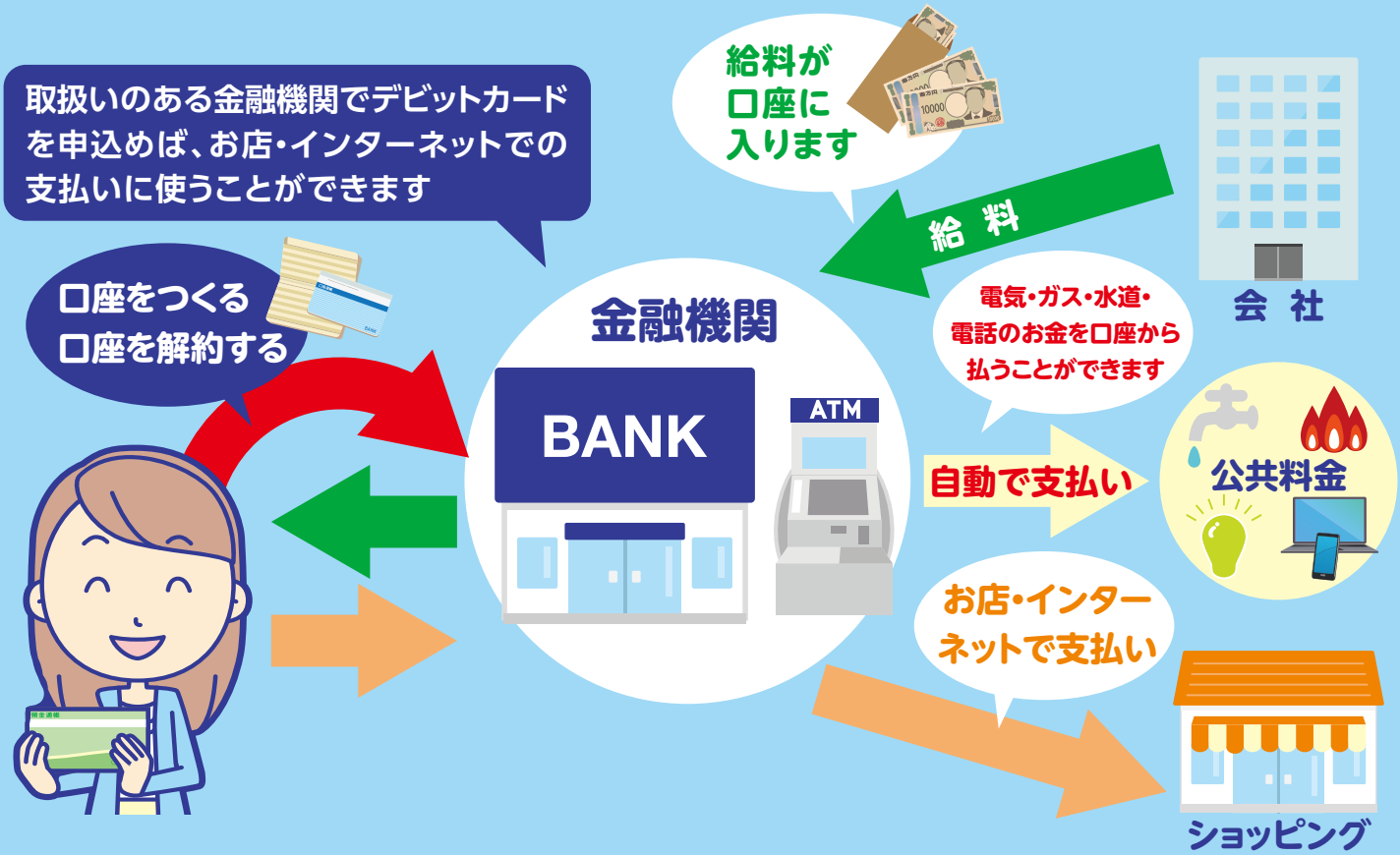

以下のときは、口座をつくったところに連絡してください。

- ✔ 住所や在留期限／資格が変わったとき
- ✔ 通帳やキャッシュカードをなくしたとき
- ✔ 仕事や学校をやめたとき
- ✔ 国に帰るとき（口座を解約してください。）

海外へお金を送ります

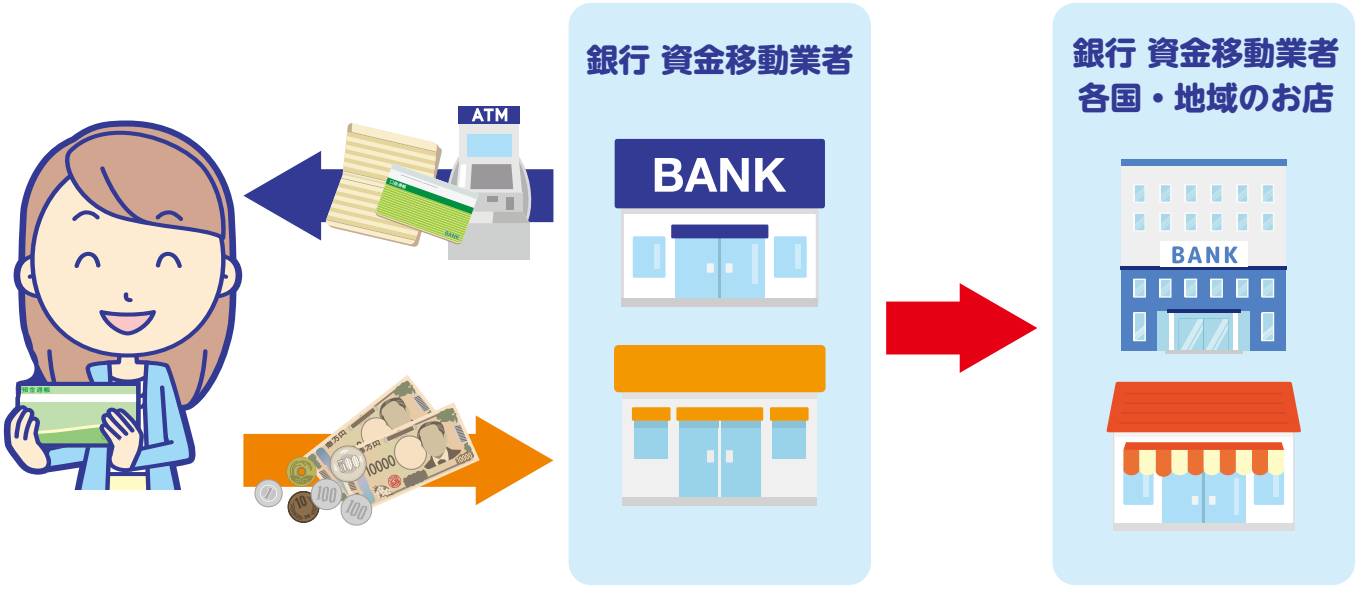

- ▶ 送金の目的や内容がわかる資料が必要になることがあります。
- ▶ お金が届くまで、時間がかかることがあります。

金融庁の免許・許可・登録等を受けていない銀行・資金移動業者は違法なので、使わないでください。銀行・資金移動業者のリストは、金融庁のウェブサイトで確認できます。 右の2次元コードからアクセスできます。

海外送金ができるかどうか、送金できる国・地域は、各銀行・資金移動業者によって異なります。詳しくは、各銀行・資金移動業者にお問い合わせください。

マネー・ローンダリング

(犯罪に関係するお金を持っている人を
わからなくすること)は**違法**です!

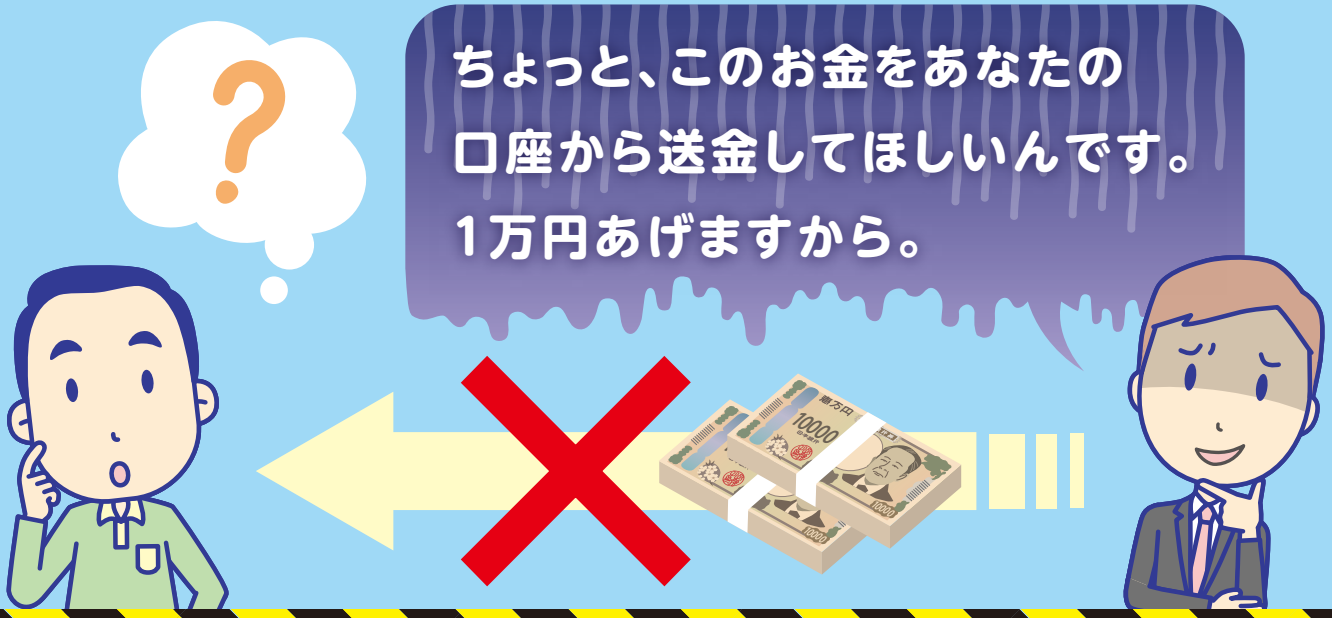

- 口座の利用や海外送金などで困ったことがあれば、
会社や学校の人に相談してください。
- 違法な業者かどうか判断できない場合はその業者は
つかわないで、会社や学校の人に相談してください。
- 口座を他人にあげるなど、違法なことをすると、日本で在留できなくなったり、日本に来れなくなったりすることがあります。

(2024年9月改訂)

金融庁の連絡先

(電話受付時間:平日 10:00AM～5:00PM)

金融サービス利用者相談室　0570-016811
(IP 電話からは 03-5251-6811)

英語ワンストップ窓口　equestion@fsa.go.jp